

いじめ防止対策基本方針

1. いじめの防止についての基本的な考え方

平成 25 年 6 月 28 日、「いじめ防止対策推進法」が公布された。さらに、それを受けて同年 10 月 11 日、文部科学省から「いじめ防止基本方針の策定について」が通知された。いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの生徒でも被害者にも加害者にもなりうるものである。この事実を踏まえ教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たらなくてはならない。学校は生徒にとって、教職員や周囲の友人との信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切である。生徒一人一人が大切にされているという実感を持つとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組まなければならない。また、実体験の乏しい生徒が、さまざまな体験活動等を通して人間的に成長できる取組の充実を図らなくてはならない。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法第 2 条）とする。この定義が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のために定められたものであることに留意し、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つて行う。

(2) いじめの解消

「いじめの解消」とは、いじめられた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（3 か月程度）継続していることとする。また、「いじめの解消」を判断する時点において、いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないと認められることとする。

2. いじめ防止対策組織について

(1) 組織について

教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織として対応するために、「いじめ防止対策推進委員会」を設置する。

≪役割≫

いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、「いじめ防止対策推進委員会」が組織で対応する。

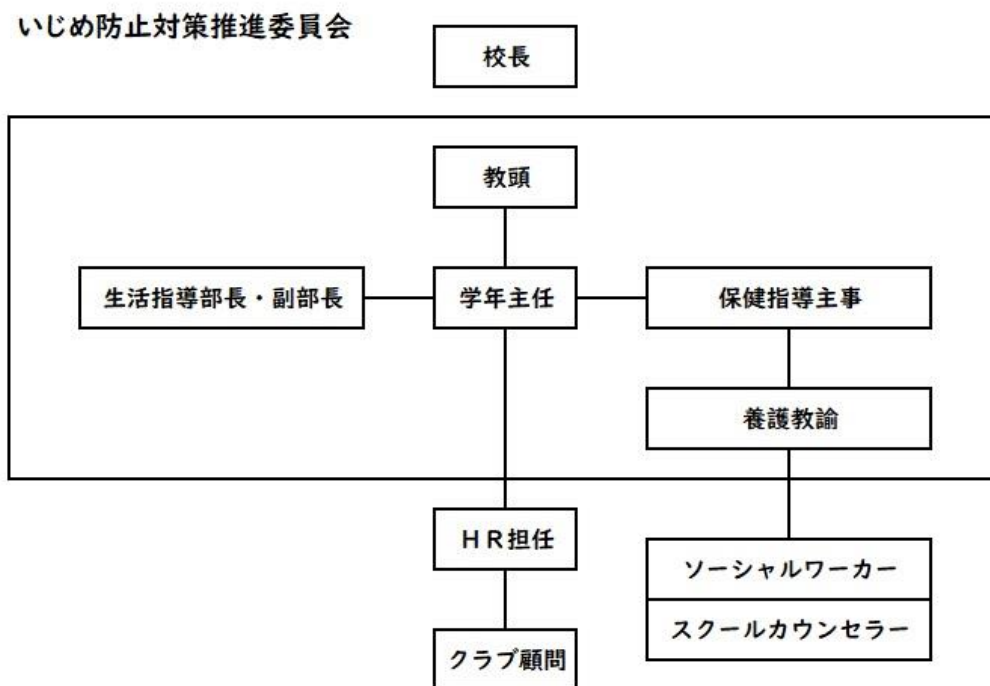
≪本委員会の構成員≫

(校長)、教頭、生活指導部長・副部長、保健指導主事、学年主任、養護教諭、(スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー)

≪指導・支援班≫

本委員会が、事案に応じて、適切な教員等を成員とする指導・支援を決定し、実際の対応を指示・支援する。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切な成員で対応できるよう柔軟に班を組んで対応する。

【組織図】



※事案によって構成員を柔軟に変える。

(2) 「いじめ防止対策推進委員会」の役割と機能等

《取組の検証》（P D C A サイクル）

- P いじめ防止の年間計画の策定
- D 取組の実施
- C 「いじめアンケート」の実施（5月、10月、2月）
- A 「いじめアンケート」の結果の検証

《いじめに対する措置》（いじめ事案への対応）

① 情報収集・事情聴取（担任・クラブ顧問など）

生徒が最初に誰に相談したか、あるいは発見経路などによって臨機応変に対応。

② 情報共有（特別指導センター・学年主任）

初期の聞き取り後は、学年の特別指導センター・学年主任と共有し、必ず複数の教員で対応する。

事の大きさに関わらず、必ず生活指導部、または保健室に報告する。

③ 指導・支援体制の組織（いじめ防止対策推進委員会）

報告を受けた生活指導部または保健室は、いじめ防止対策推進委員会と連携を取り、指導・支援について検討する。問題が大きいと判断される場合は、従来の小委員会を開く。

④ 関係生徒への支援や指導方策を検討（いじめ防止対策推進委員会）

スクールカウンセラー・ソーシャルワーカーとも積極的に連携を取りながら方策を検討する。

⑤ 生徒指導・保護者対応（いじめ防止対策推進委員会）

被害生徒および加害生徒への指導と支援。被害生徒および加害生徒の保護者との連携。また、その他の生徒とクラス・学年への指導。

⑥ 事後の経過観察（担任・クラブ顧問）

その後の生徒の様子を観察と声掛け。

再発防止の教育活動（いじめ防止対策推進委員会）

教職員への校内研修、年間指導計画の見直し、いじめが起きた集団への全体指導。

《教職員への共通理解と意識啓発》

① 年度初めの職員会議で「いじめ防止対策基本方針」の周知と確認を行う。

② 「いじめ防止対策推進委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。

《生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取》

「いじめ防止対策基本方針」を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

《重大事態への対応》

①重大事態の要件（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- (ア) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (イ) いじめにより生徒が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (ウ) 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

②基本的な対応の手順

重大事態が生じた場合は、速やかに県教育委員会に報告し、その後の対応は文部科学省「不登校重大事態に係る調査の指針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に従う。学校が調査を実施する場合は、「いじめ防止対策推進委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

3. いじめの防止等に関する具体的な取組について

（1）いじめの未然防止の取組

- ①現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。（いじめに対する共通理解を深める）
- ②教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。（生徒がいじめに向かわない態度・能力を育成する）
- ③一人ひとりを大切にし、発達支援的な授業づくりに努める。教職員の不適切な指導によるいじめを助長することがないように細心の注意を払う。生徒自らいじめ等について考える取り組みを積極的に実施する。（いじめを生まないための指導に留意する）
- ④クラスや部活動などで活躍でき、他者の役に立っていると実感できる機会の提供に努める。体験活動やボランティア活動等を通して社会貢献を実感できる機会の提供に努める。（自己有用感や自己肯定感を高める）

（2）いじめの早期発見の取組

- ①教職員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。
- ②年に3回行う「いじめアンケート」実施後に定例会議を開き、問題を抱える生徒について情報共有を図り、いじめの早期発見に努める。
- ③いじめを認知、又はいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ防止対策推進委員会」と連携を取り、組織的に対応する。

(3) いじめに対する措置

- ① いじめの発見・通報を受けたら、いじめ防止対策推進委員会を中心に組織的に対応する。
- ② 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ③ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導と支援を行う。
- ④ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家・関係機関等との連携のもとで取り組む。

取り組みの年間計画

月	取り組みなど
4	いじめ防止対策基本方針のクラス掲示
	職員会議で基本方針の発表
	担任による面接（面接週間）
5	第1回いじめアンケート実施
	担任による聞き取り
	第1回いじめアンケートまとめの会議
6	
7	
8	
9	担任による面接（面接週間）
10	第2回いじめアンケート実施
	担任による聞き取り
	第2回いじめアンケートまとめの会議
11	
12	
1	担任による面接（面接週間）
	SNSに関する学習（討論、ニュースの発行など）
2	第3回いじめアンケート実施
	担任による聞き取り
	第3回いじめアンケートまとめの会議
3	合格者オリエンテーションにて保護者・新入生に説明